

○ 茨城県立中央病院 臨床研修規程

(目的)

第1条 茨城県立中央病院における臨床研修を適正かつ円滑に行うことを目的として、本規程を定める。

(用語の定義)

第2条 本規程に使用する用語の定義は、厚生労働省令施行通知「医政発第0612004号、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(以下、「施行通知」という。)による。

(臨床研修管理委員会の設置)

第3条 臨床研修の実施を統括管理するため、臨床研修管理委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

- 2 委員長は病院長が任命し、副委員長はプログラム責任者とする。
- 3 委員会は年に3回定期開催するほか、必要に応じて委員長が開催する。
- 4 委員会の役割及び機能等について、臨床研修管理委員会規程を別に定める。

(研修ワーキング・グループの設置)

第4条 臨床研修管理委員会の下部組織として研修ワーキング・グループ(以下、「研修WG」という。)を置き、臨床研修全般の問題の具体的解決を図るとともに、より良い研修環境を整備する。

- 2 研修WGに議長を置く。
- 3 議長及び構成員は臨床研修管理委員長が任命する。
- 4 研修WGは、議長が招集する。

(研修医の身分及び待遇等)

第5条 研修医の身分及び待遇等は次のとおりとする。

- 2 身分は、茨城県病院局会計年度任用職員とする。
- 3 所属は、臨床研修センターとする。
- 4 研修期間は、原則として2年間とする。
- 5 勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 6 報酬及び待遇等は茨城県病院局会計年度任用職員取扱規程等による。
- 7 茨城県病院局代用公舎利用規程に基づき代用公舎を利用できる。
- 8 日本ACLS協会茨城トレーニングサイトが主催するBLS及びACLS講習の受講費用について、全額又は一部を病院負担とする。
- 9 各種医学文献検索サービスを利用できる。
- 10 個々の研修医に、更衣ロッカー、スクラブ、ノートパソコン及び自席を貸与する。

(医師賠償責任保険)

第6条 研修医は、保険期間開始日が臨床研修開始日である医師賠償責任保険に自ら加入し、入職後7日以内に保険証書の写し等を病院長に提出しなければならない。

(研修医の募集及び採用)

第7条 研修医の募集は、別に定める募集要項を公告して行う。

- 2 研修医の採用は、採用候補者選考試験(以下、「採用試験」という。)及び医師臨床研修マッチングの結果により行う。
- 3 採用試験は、筆記及び面接によるものとする。
- 4 面接試験の評定は、臨床研修管理委員長、研修WG議長、看護局長又はそれに準ずる者、事務局次長又はそれに準ずる者により、客観性を担保して行う。
- 5 医師臨床研修マッチング希望登録順位は、採用試験結果に基づく研修WGでの協議を経て、病院長が決定する。

(研修プログラム)

第8条 研修医は、研修プログラムに基づき臨床研修を行う。

(プログラム責任者)

第9条 プログラム責任者は、医療研修推進財団が主催するプログラム責任者養成講習会を修了した医師について、病院長が任命する。

- 2 プログラム責任者は、研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修医に対する助言、指導その他の援助を行い、各研修分野毎の研修プログラムを統括管理する。
- 3 プログラム責任者は、月例研修WGにおいて、個々の研修医の臨床研修到達目標の達成

度を把握、評価し、進捗に不足及び遅れのある研修医に対し、必要に応じた臨床研修計画の変更及び各指導医との連絡、調整を含む指導を行う。

- 4 プログラム責任者は全ての研修医に対し年2回の面談（形式的評価、フィードバック）を行う。
- 5 プログラム責任者は、研修医が施行通知に基づき臨床研修を休止する際には、休止理由の正当性を判定し、臨床研修管理委員会及び病院長に報告する。
- 6 プログラム責任者は、修了認定審査に当たっては、個々の研修医についてE P O C 2により臨床研修の目標の到達度判定表（施行通知様式17）を作成し、臨床研修管理委員会に報告する。

（臨床研修指導医）

第10条 病院長は、卒後7年以上の臨床経験を有する医師で、厚生労働省令に基づく内容で開催された指導医養成講習会を修了した医師について、臨床研修指導医（以下、「指導医」という。）に任命する。

- 2 指導医は、各分野終了ごとの研修医の評価について、E P O C 2による研修医評価票（施行通知様式14～16）を用いてプログラム責任者に報告する。
- 3 指導医による研修医の評価に当たっては、当該研修医を指導し又はともに業務を行った医師、看護師及びその他の職員と多様な情報を共有し、総合的に勘案したうえで責任をもって評価を行う。
- 4 指導医は、日頃から研修医と十分に意思の疎通を図り、指導状況と評価結果が乖離しないように努める。

（指導者）

第11条 病院長は、次の者を指導者に任命する。

- (1) 看護局長、総看護師長、副総看護師長、看護師長、医療安全管理対策室及び感染制御室の専門看護師又は認定看護師等
- (2) 各コメディカル部門の長
- (3) 薬剤局長、薬剤科長
- (4) 事務局次長
- (5) その他、病院長が特に必要と認める者

（臨床研修計画）

第12条 臨床研修計画の策定に当たっては、研修医に対する事前の希望調査を経て案を作成し、研修WGにおいて到達目標達成の見込み等について審査のうえ、委員会に諮り、病院長が決定する。

- 2 研修WGは、研修医から研修分野及び時期等の変更の希望があった際には、その正当性について審査するとともに、可能な限り希望に添うよう調整しなければならない。

（指導体制）

第13条 プログラム責任者は、研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修医に対する助言、指導その他の援助を行い、各研修分野毎の研修プログラムを統括管理する。

- 2 各研修分野の正部長又はそれに準ずる者は、指導医と密接に連携して研修プログラムの進行管理を行い、指導医に対する助言、指導その他の援助を行うとともに、研修医に直接指導を行う。また、研修医に起こり得る様々な問題を予測し、必要に応じてプログラム責任者に報告する。
- 3 各研修分野の指導医は、研修医に直接的指導を行うほか、密接に連携を取りつつ管理監督下に置く指導医以外の上級医を通じて、間接的にも研修医に指導を行う。（屋根瓦方式による指導体制）また、研修医の身体的、精神的問題が生ずる徴候等について予測し、当該研修医の状況について、随時、各研修分野の正部長又はそれに準ずる者に報告する。
- 4 研修WGは、指導状況等について情報を収集し、研修医の身体的、精神的問題が生ずる徴候等について予測し、また、当該問題発生時には対応策を講じ、必要に応じて病院長及び臨床研修管理委員会に報告する。
- 5 研修医の代表は、委員会、研修WG、医療安全管理対策委員会、感染管理対策委員会、医学医療情報利活用検討委員会及び医療スキルトレーニング室ワーキング・グループに委員として参加し、その他、臨床以外の医療教育や、医師としての教養を身に付けるための様々な社会経験の場において、全ての病院職員のほか地域住民とも関わりを持つ。

（臨床研修の実務）

第14条 研修医の実務等については臨床研修実務規程に別に定める。

（研修医の健康管理）

第15条 臨床研修管理委員会は、産業医、予防医療センター及び健康支援室と連携して、研

修医の健康管理に当たる。

- 2 研修医は、毎年、定期健康診断1回及び特定業務健康診断1回を受ける。
- 3 研修医は、入職時に、別に定める健康調査票（各疾患の抗体価等報告書）を臨床研修管理委員会に提出する。
- 4 研修医は、産業カウンセラーのメンタル相談（健康支援室）を受けることができる。なお、臨床研修管理委員会が、研修医の了承なきまま当該相談内容を知り得ることはない。

（臨床研修の評価、修了認定の基準及び手順）

第16条 臨床研修の評価項目等は、施行通知に基づく。

- 2 臨床研修の在り方及び評価基準は、平成30年度厚生労働行政推進調査事業費「新たな臨床研修の到達目標・方略・評価を踏まえた指導ガイドラインに関する研究」研究班及び厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室による「医師臨床研修ガイドラインー2020年度版ー」による。
- 3 臨床研修の評価及び記録は、国立大学病院長会議、オンライン卒後臨床研修評価システム（EPOC）運営委員会及び大学病院医療情報ネットワーク（UMIN）による卒後臨床研修医用オンライン臨床教育評価システム（EPOC2）を使用する。
- 4 臨床研修の評価者は別に定める。
- 5 臨床研修修了認定の基準は次のとおりとする。
 - (1) 2年間の臨床研修期間中に必修科目及び病院必修科目の各研修期間を満たし、かつ、休止期間が90日未満であること。
 - (2) 本条第7項から第10項までに定める到達目標を達成していること。
 - (3) 評価結果等から臨床医としての適性が認められること。
- 6 臨床研修1年次終了の基準は次のとおりとする。
 - (1) 本条第9項に定める「経験すべき26疾病・病態」について、10症例以上を完了していること。
 - (2) 本条第10項に定める内容を完了していること。
- 7 研修医は、各研修分野終了毎3日以内に、施行通知による研修医評価票Ⅰ～ⅢについてEPOC2に登録しなければならない。
- 8 研修医は、施行通知による修了基準（経験すべき29症候）について、新たに経験の都度、電子カルテの病歴要約を印刷して押印のうえ臨床研修センター事務局に提出し、また、経験の都度にEPOC2に登録しなければならない。
- 9 研修医は、施行通知による修了基準（経験すべき26疾病・病態）について、新たに経験の都度、電子カルテの病歴要約を印刷し押印のうえ、指導医の確認及び添削を受けた後に臨床研修センター事務局に提出し、また、経験の都度にEPOC2に登録しなければならない。
- 10 研修医は当院が定める次の修了基準を満たすこと。
 - (1) 救急レポート提出 実施回数の 90%以上
 - (2) 講習会等への参加
 - ① 医療安全講習会 年2回以上
 - ② 感染対策講習会 年2回以上
 - ③ CPC 開催回数の100%
 - ④ レジデント・レクチャー（1年次） 開催回数の70%以上
 - ⑤ 内科カンファレンス（内科研修中） 開催回数の70%以上
- 11 臨床研修の修了は、臨床研修の実施期間、到達目標の達成度及び臨床医としての適性について総合的に勘案して決定するものとし、具体的手順は次のとおりとする。
 - (1) 随時評価
研修WGは、個々の進捗状況を確認するとともにね不足や遅れが生じている研修医について具体的な対策を講じる。
 - ① 施行通知による研修医評価票Ⅰ～Ⅲの内容
 - ② 施行通知による経験すべき29症候及び26疾病・病態の進捗
 - ③ 当院独自の到達目標の達成度
 - (2) 形成的評価（年2回）
臨床研修管理委員長、プログラム責任者又は副プログラム責任者は、個々の研修医と年2回の個別面談を実施し、不足や遅れを補うとともに、研修医の希望や将来進路に応じた臨床研修計画の修正を行う。
 - (3) 臨床研修管理委員会（年3回）
個々の研修医の到達目標の達成度を病院群全体で共有するとともに、研修医及びコメディカル部門による指導体制の評価結果をフィードバックし、必要に応じて臨床研修の在り方を協議して病院長に提言を行う。
 - (4) 修了認定（仮）審査
2年次の2月に開催する研修WGにおいて、個々の研修医の到達目標の達成度から臨床研修修了の見込みを審査する。問題が生じている研修医については、未修了（臨

- 床研修の継続)を視野に入れた対策を講じる。
- (5) 修了認定(本)審査
2年次の3月に開催する臨床研修管理委員会において、病院長の諮問機関として個々の研修医について修了の是非を厳正に審議し、結果を病院長に報告する。
- (6) 修了認定
病院長は、臨床研修管理委員会の報告を受けて、個々の研修医の臨床研修修了認定又は同未修了を決定する。

(臨床研修の中断及び再開)

- 第17条 臨床研修の途中における臨床研修の中断は、次の場合にのみ臨床研修管理委員会において審査のうえ病院長が認める。
- (1) 研修医の妊娠、出産、疾病等により、臨床研修を継続することができなくなった場合。
(2) 大規模災害等により研修プログラムの正常な運営が困難となった場合。
(3) 研修医が臨床医としての適正を著しく欠き、当院として教育・指導を行っても改善されない場合。
(4) その他、臨床研修管理委員会が審査し正当と認める事由の場合。
- 2 臨床研修管理委員会は、各研修分野の正部長又はそれに準ずる者、指導医、上級医、指導者等の意見を良く聴取し、病院長に研修医の臨床研修の中断を勧告することができる。
- 3 病院長は、前項の勧告を受けて、臨床研修を中断することができる。
- 4 臨床研修の中断にあたり、病院長は当該研修医に臨床研修中断証を交付し、当院又は他の臨床研修病院における臨床研修の再開のための進路指導及びそのための支援を行う。
- 5 臨床研修を中断した場合、病院長は速やかに臨床研修中断報告書等を関東信越厚生局あて提出する。
- 6 臨床研修の再開について、臨床研修管理委員会は、臨床研修を中断した研修医と綿密に打ち合わせ、無理なく臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表を作成し、再開の日から1か月以内に関東信越厚生局長に提出する。
- 7 他の臨床研修病院において臨床研修を中断し、当院において再開する研修医についても、前6項と同様に取り扱う。

(臨床研修の修了)

- 第18条 病院長は、臨床研修を修了した研修医に対し、臨床研修修了証(医師法様式)及び臨床研修履修証明書(当院様式)を交付する。

(臨床研修の記録の保管)

- 第19条 臨床研修に関する次の記録について、原則として永久保存とする。
- (1) 研修医の採用に関する書類
(2) 研修医の資格に関する書類
(3) 研修医の履修した研修プログラムに関する書類
(4) 研修医の特記すべき事案に関する書類
(5) 研修医の臨床研修修了後の進路等に関する書類
- 2 臨床研修の記録について開示を求められた場合については、行政情報公開の基準による。

(修了者等の追跡調査及び支援)

- 第20条 臨床研修管理委員会は、修了者に関する情報を収集し、前条に準じて保管する。
- 2 臨床研修管理委員会は、修了者等から支援の要請を受けた場合は、できる限りの支援を行う。

(その他)

- 第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は臨床研修管理委員会が都度に定める。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この規定は、平成26年3月19日から実施する。

附 則

この規定は、平成27年3月18日から実施する。

附 則

この規定は、平成29年7月5日から実施する。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から実施する。